

奈良女子大学共生科学センター 2025年度東吉野村野外体験実習の報告

奈良女子大学大和・紀伊半島学研究所 共生科学センターでは、7月26日（土）および8月9日（土）の2日間、東吉野村分室（旧四郷小学校）で、小中学生とその保護者を対象とした野外体験実習を実施しました。本実習には毎年大学生も参加しており、今年度はクラウドファンディング「子供たちに『自然と科学』を届けたい！」にご賛同いただいた方々からのご寄付により開催することができました。

■ 7月26日：「農業体験」 参加者26名

植物と菌類の共生や農法についての講義の後、「おかちゃんファーム」の畑でアスパラガスの苗植えや野菜の収穫を体験。紙芝居形式で野菜の栄養やおいしさについて学び、収穫したトウモロコシやピーマン、スイカの試食も行いました。分室に戻ってからは、野菜の調理法についての講義、アンケート、記念撮影を行い終了しました。

■ 8月9日：「川のいきもの」 参加者34名

川の生き物や珪藻（けいそう）について学んだ後、ライフジャケットを着用して四郷川で魚や水生昆虫、珪藻を採集。分室では顕微鏡を使って、川・池・海に生息するそれぞれの珪藻を観察・スケッチし、最後にアンケートと記念撮影を行いました。

今年度の実習では、子どもたちが自然や科学の面白さを体感し、保護者の皆さんにも東吉野村の自然の魅力や恵みを知っていただく貴重な機会となりました。

クラウドファンディングにご賛同いただいた皆様に心より感謝申し上げます。今後も、地域と連携しながら

（文：奈良女子大学理学部長／共生科学センター長 酒井敦教授）

みんなが夢中に！【7月の放課後こども教室】

7月9日は第3回放課後子ども教室でした。「ボードゲームを体験しよう！」ということで村山順哉さんに講師に来ていただきました。村山さんはボードゲームをたくさん持っていて見たことのないボードゲームに子どもたちは興味津々大興奮でした。

教室が終わった後も再びボードゲームが始まり、お迎えのお母さんを巻き込んでしまうという場面も。笑

なかなか帰らないで遊び続ける子どもたち、ボードゲーム恐るべしです。お手伝いいただいた皆さんありがとうございました。

（文：こどもサポート世話役奥谷さん）

**【8月放課後こども教室】**

8月の教室は河野環先生に教えていただく「水てっぽうを作ろう」の講座でした。初めてノコギリやキリを使って竹を切り、よく飛ぶ水てっぽうに作りあげました。完成後、水てっぽうを持って運動場へ。思いっきり水をかけ合ってびしょ濡れになりました。とっても楽しく遊びました。

（文：こどもサポート世話役奥谷さん）



ひよしカレッジ四郷（略称ひよカレ）より活動報告とイベントのお知らせです

INFORMATION

7/21 第2回【絵本のカバーでペーパーバッグ作り】を開催しました！

昨年の夏休みに初めて開催したペーパーバッグ作り。今年も講師に小の富永有季さんを迎え、教えていただきました。

お気に入りの絵本のカバーを持参する子や、その場で悩みながら選ぶ子がいたり、作成中は大人も子どもも真剣な表情。少しずつ確認しながら進めたおかげで皆間違うことなく、ステキなオリジナルペーパーバッグができました。大人も子どももお互いに教え合いながら、素晴らしいチームワークでした。ご参加いただいた皆さんからは「楽しかった！」「帰宅後も一人で作ったよ。」などの感想をいただきました。参加者やサポーターの皆さん、ありがとうございました。

（文：図書室世話役網谷さん）



借りた本を早速
自分で作った
ペーパーバッグに
入れてニコニコ笑顔♡



ひよカレ図書室のご利用案内

みんな来てね！

開室日時 毎週水曜 13時～16時

ご利用方法 1人5冊まで（4週間貸出）

※閉室時は玄関前返却boxをご利用ください

ひよカレ出張図書室

9月28日(日)

10:00-15:00

ふるさとひよし祭り内

9月28日(日)、ふるさと村で開催される「ふるさとひよし祭り」に出張図書室として参加します。大人も子どもも楽しめる絵本の読み聞かせや紙芝居、そしてペープサートなどのプログラムを計画中です。お楽しみに！着物などの販売などもあります。

9月のひよカレ図書室開室日

3日(水)、10日(火)、17(水)、24日(水)

活動やイベントのお申し込み、お問い合わせは大谷（090-6144-4083）まで
ひよカレは奈良国立大学機構と地域との連携で運営されています。

人権擁護委員の退任と就任

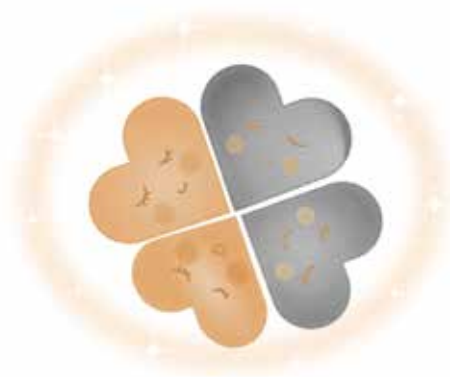
平成28年7月1日から人権擁護委員として務められてきました、大字三尾の辻井豊氏が令和7年6月30日の任期満了をもって退任されました。

後任として大字小栗栖の平松隆之氏が令和7年7月1日付けで法務大臣より人権擁護委員として委嘱されました。

人権擁護委員は、皆さんの基本的人権が侵害されることのないように監視し、もし、侵害されるようなことがおこった場合、相談相手になり、問題解決に努めます。

現在、本村では3名の方がその役割を担い、活動の一つとして、毎月20日前後に村中央公民館にて、人権に関する相談所を開設しておりますので、お気軽にお越しください。

相談日程については、村広報紙をご覧ください。



百日紅

百日紅と書いて、さるすべりという。幹がつるつるで猿もすべって登れないので名づけられたみたいだ。しかし、実際に触ってみたがそうでもなかったが、ちよつとすべりやすいかもしれない。

庭の片隅に、緑の山々を背景に一段と目立って咲いている百日紅。

「すべる」という言葉が入っている事から受験や運氣が落ち縁起が良くないと言われているが、すべてが迷信。漢字では「猿滑り」「百日紅」「紫薇」などと書く。猿滑りは樹皮がツルツルしていて、猿ですら滑り落ちてそうな木であるため、「紫薇」は「しび」とも呼び、サルスベリの漢名だ。

高見山を借景に、風に揺られている百日紅はとても美しい。

庭の百日紅を二花拝借。テーブルの花瓶にそつと生けた。

「百日紅」に隠された悲しい恋の物語があった。百日紅は「ひやくにこう」とも読み、朝鮮半島のある村では、昔ある風習があり、龍神への生け贄として、若い娘が捧げられていた。あるとき王子が通りかかり龍神と戦い娘を助け、恋に落ちました。そして百日後に戻ってくると娘は亡くなっていた。やがてお墓のそばから一本の木が生え百日間咲き続けた。百日紅にはこんな悲しい物語があったそう。



どっぴい

山皇慕らし絵日記

283

平野在住
宮崎利一

国民年金のお知らせ



「納付猶予制度」のご案内



「国民年金」は、20歳から60歳までのすべての人が加入する義務がある、国が運営する年金制度です。

年金は老後のためだけでなく、思わぬ事故で身体に障害を負ってしまったときに、障害年金を受け取ることができます。

「いざ」というときに頼りになる「保険」です。

20歳から国民年金の保険料を払わなければなりません。収入が少ないため保険料が払えない50歳未満の方には、保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

万一の備え、将来の備えとして、ぜひ、この制度をご利用ください。

「納付猶予制度」って、どんな制度なの？

20歳から50歳未満の方の国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金には保険料を免除する制度がありますが、本人の所得が低くても収入のある世帯主（親など）と同居している場合は、保険料の免除対象にはなりません。

「納付猶予制度」は、世帯主の所得にかかわらず、保険料の納付が猶予される制度です。

また、この猶予制度を利用している期間は、不慮の事故やスポーツ・病気などで身体に障害が残った場合に受け取れる障害基礎年金の受給資格期間に算入されます。

<所得のめやす>

（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円で計算した額以下である場合

<対象となる方>

50歳未満で、本人と配偶者の各々の所得が一定金額以下の方

そのままにしておくと、どうなるの？

保険料を納付しないで、この「納付猶予」の申請もしないまましていると、老後に受け取る老齢年金だけでなく、病気やけがで障害が残ったときの障害年金なども受け取れなくなることがあります。

日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/

国民年金に関するお問い合わせは、税務保険課、または最寄りの年金事務所まで。

奈良年金事務所

奈良市芝辻町4-9-4
☎0742-35-1371(代)

大和高田年金事務所

大和高田市幸町5-11
☎0745-22-3531(代)

桜井年金事務所

桜井市大字谷88-1
☎0744-42-0033(代)

～外国人を雇用する 事業者の方へ～

住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

□ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

□ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

【総務省HP】 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、従業員の方がお住まいの市区町村の税務担当課までお問い合わせください。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

困ったらひとりで悩まず行政相談

9月・10月は行政相談月間です。総務省では、国の行政などに関する相談を受け付ける一日合同相談所を開設します。

お問い合わせ先 総務省奈良行政監視行政相談センター

TEL 0742-24-1100

▽詳細は下記HPから

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/nara.html>



まぐみみ奈良



総務省行政監視行政相談センター

橿原 会場	開催日時	10月17日(金) 10:30~15:30
	開催場所	イオンモール橿原 1階 サンシャインコート (奈良県橿原市曲川町7丁目201)
	参加機関	奈良県司法書士会、近畿税理士会葛城支部、奈良県社会保険労務士会、 行政相談委員、奈良行政監視行政相談センター
宇陀 会場	開催日時	10月28日(火) 12:00~16:00
	開催場所	榛原サンクシティ1階 サンク広場 (奈良県宇陀市榛原下井足49-1)
	参加機関	奈良県司法書士会 近畿税理士会桜井支部、奈良県社会保険労務士会、 行政相談委員、奈良行政監視行政相談センター

応急手当普及員講習のご案内

令和7年度の応急手当普及員講習を開催します。応急手当普及員は、心肺蘇生法やAEDの使い方など、応急手当の大切さを地域の皆さんやご自身が所属する事業所の仲間に伝えることができる資格です。家族や地域の安心を支える“応急手当の伝え手”として、あなたも活躍してみませんか？

受講をご希望の方は、

記

- 1 講習開催日時(3日間) 10月15日(水)から10月17日(金)
午前8時30分から午後5時30分まで
- 2 講習開催場所 奈良県広域消防組合 消防本部
橿原市慈明寺町149番地の3
- 3 お申し込み期間(先着順) 9月18日(木)8時30分から
10月2日(木)17時まで
- 4 お申し込み方法(先着順)

電子申請(オンライン申請)でお申し込みください。詳しくは奈良県広域消防組合のホームページ「各種応急手当に関するご案内」ページ内にある「令和7年度応急手当普及員講習案内書」をご確認ください。

◆奈良県広域消防組合ホームページ <http://www.naraksk119.jp/>



林業退職金共済制度（林退共）のご案内

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

●制度の特徴

- ・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。



●事業主の皆様へ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。



●労働者の皆様へ

- ・事業所が変わるときは共済手帳を忘れずに受取りましょう。
- ・林業界を引退するときは、忘れずに退職金請求しましょう。
- ・以前、林業の仕事をされ、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性があります。下記へお問い合わせください。



<お問い合わせ先>

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒170-8055

東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル

TEL 03-6731-2889

FAX 03-6731-2890

- ・ホームページでもご案内しております。

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>



働く方への贈り物

林退共

林退共は林業界で働かれる方のための
国が作った「退職金制度」です

「林退共」の退職金制度に
加入しましょう。

優秀な人材を確保するために、
「林退共」の退職金制度に
加入しましょう。

定年後、再雇用された場合
中退共制度からの通算も可能です。
一人親方も加入できます。

共済手帳をお持ちの皆様へ
▶事業所が変わるときは手帳を忘れずに受け取りましょう！
▶林業界から引退したら、忘れずに退職金を請求しましょう！

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル TEL 03-6731-2889 FAX 03-6731-2890 <https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

林退共 検索

森林の間伐補助金（美しい森林づくり基盤整備事業）について

村では造林、除伐、間伐や作業道の作設などの森林施業について補助金（美しい森林づくり基盤整備事業交付金）を交付しております。補助金の試算、詳細な手続き、必要書類等は地域振興課または吉野中央森林組合までお問い合わせください。

間伐搬出補助金額の算定方法

標準単価（円／ha）× 事業量（ha）× （1＋現場監督率＋社会保険料等率）× 補助率（50％）

※標準単価は1ha（≒1町歩）あたりの搬出材積によって定まります。

※補助額は標準単価の50％です。

例）0.4ha間伐して32m³をヘリコプターで搬出した場合、ha当たりの搬出材積は80m³

したがって、下記の表より標準単価は1,816,000円／ha

補助金額は 1,816,000円／ha × 0.4ha × 50％ = 363,200円

※現場監督率、社会保険料等率について適用しない場合

標準単価表（車両系又はヘリコプターによる出材 条件：定性伐採（チェーンソー））

ha当たりの 搬出材積	標準単価		補助金額 （＝標準単価×50％） 現場監督率、社会保険料等率を含まない		単位
	車両系	ヘリコプター	車両系	ヘリコプター	
0m ³ 以上10m ³ 未満	220,000	220,000	110,000	110,000	円／ha
10m ³ 以上20m ³ 未満	339,000	426,000	169,500	213,000	
20m ³ 以上30m ³ 未満	433,000	657,000	216,500	328,500	
30m ³ 以上40m ³ 未満	526,000	889,000	263,000	444,500	
40m ³ 以上50m ³ 未満	619,000	1,121,000	309,500	560,500	
50m ³ 以上60m ³ 未満	712,000	1,352,000	356,000	676,000	
60m ³ 以上70m ³ 未満	805,000	1,584,000	402,500	792,000	
70m ³ 以上	899,000	1,816,000	449,500	908,000	

※令和7年度より「80m³以上」の区分がなくなり、「70m³以上」となりました。

※標準単価：県が算定した標準的な経費

※上記単価表は一例です。

お問い合わせ先 地域振興課 42-0441 / 吉野中央森林組合 42-0009

既存木造住宅の「耐震診断」、「耐震改修事業補助金交付」の募集について

大規模地震が発生すると、古い建築基準で建てられた建物は倒壊する可能性が高いと言われています。

あなたや家族を地震から守るため、耐震診断・耐震改修を行いましょう。

【耐震診断】

◎ 対象となる住宅

- ・ 村内にある昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の本造住宅
- ・ 延べ床面積が概ね250平方メートル以下のもの
- ・ 2階建て以下のもの（地階を除く）

◎ 診断費用

- ・ 無料

◎ 募集件数

- ・ 3件（先着順）

◎ 募集期間 10月31日まで（土、日、祝祭日は除く）

（午前8時30分～午後5時まで）

【耐震改修】

◎ 対象となる住宅

- ・ 東吉野村内にある昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の本造住宅
- ・ 2階建て以下のもの（地階を除く）
- ・ 耐震診断を受けたもの

◎ 補助対象者

- ・ 村内に住所を有する住宅所有者（個人）
- ・ 村税等に滞納がない方

◎ 補助対象工事

- ・ 次に掲げる工事
 - ① 構造評点を1.0未満から1.0以上に改修する耐震改修工事
 - ② 構造評点を0.7未満から0.7以上に改修する耐震改修工事
 - ③ 2階建て住宅の1階部分の構造評点を0.7未満から0.7以上に改修する耐震改修工事

◎ 補助金額

- ・ 工事費用に応じて20万円から50万円を補助します。
※耐震改修工事に要した経費が50万円以上の工事が対象となります。

◎ 募集件数

- ・ 1件（先着順）

◎ 募集期間 10月31日まで（土、日、祝祭日は除く）

（午前8時30分～午後5時まで）

※「耐震診断」、「耐震改修事業補助金交付」を実施する際には提出していただく書類があります。

※その他各種要件がありますので、詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 地域振興課（42-0441）

世界でたったの一枚だけ★オリジナル紙すき体験

紀の川水域である細川村で発展した細川紙。

紙について学ぶとともに実際に紙すきを体験してみよう！



1 日時 11月16日(日) 13時～16時

2 会場 高野山学びの杜(和歌山県高野町高野山26-5)

3 集合場所・駐車場 高野町学びの杜(和歌山県高野町高野山26-5)

・公共交通機関をご利用の方 → 高野山駅より12:30発のバスをご用意しておりますのでご利用ください。

・自家用車でお越しの方 → 会場横に駐車場がございますのでご利用ください。

4 定員 40名(10歳未満のお子様は保護者同伴必須)

※定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

5 対象 協議会構成市町村にお住まいの方。

6 参加費 無料

7 持ち物 飲み物、エプロンもしくは汚れてもいい服、タオル
和紙に漉き込みたいもの(例:落ち葉、お花など)



8 お申し込み・お問い合わせ先 東吉野村 地域振興課

電話:42-0441 FAX:42-0446

9 お申し込み締め切り 10月24日(金)

10 主催 吉野川・紀の川流域協議会

(吉野川・紀の川流域の自治体が、流域の豊かな水環境と自然環境を守り、川の豊かな恵みを次の世代へ引き継いでいくことを目的として、平成16年11月に設立され、現在、川上村、東吉野村、吉野町、黒滝村、下市町、大淀町、五條市、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、紀の川市、岩出市、和歌山市の14の市町村が加入しています。)

「はじめての手話教室」の開催について

手話は手や体の動きを使って会話をするひとつの「言葉」です。

あいさつや自己紹介といった簡単な手話を学びコミュニケーションの幅を広げてみませんか？

日時 9月18日（木） 午後1時30分～午後3時30分

場所 村住民ホール

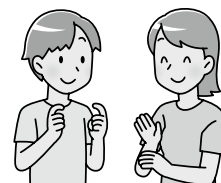
定員 30名（先着順）

対象者 村内に在住、又は勤務している方

参加費 無料

内容 当事者による耳がきこえないことについての講演会、簡単な手話の教室（あいさつや自己紹介）

お申し込み先 住民福祉課（42-0441）



「薪」買い上げにご協力ください

村では、間伐材の有効利用とバイオマスエネルギーの普及のため、ふるさと村に薪ストーブを導入し、その燃料として薪の収集を行っています。

下記の要領で行いますのでご協力をお願いします。

●お申し込み

予算に限りがありますので、薪を納品される方は9月1日（月）から9月30日（火）までに役場総務企画課にお申し込みください。予定数量（1,000束）に達し次第、受付を終了させていただきますのでご了承ください。

●薪収集日時 11月15日（土） 午後1時から4時まで

●薪のサイズ 1束は直径約20cm、長さ45cm

1本の太さは5cm以上10cm以下の太割り

（例）直径10cmの原木の場合は2つ割り程度、直径20cmの原木の場合は4つ割り程度

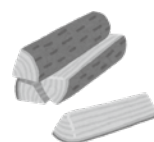
樹種は、杉、桧、松、雑木で、生木、乾燥材のどちらでも可

●薪の価格及び数量 1束 180円（指定した場所に持ち込みとする。）

1世帯 200束を上限とします。

※納品いただいた薪の代金は、当日現金にてお支払いしますので、印鑑をお持ちください。

お問い合わせ先 総務企画課（42-0441）



「法の日」週間記念無料法律相談

毎年「法の日」である10月1日から1週間は、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように「法の日」週間と定められています。奈良弁護士会ではこの週間を記念して下記のとおり無料法律相談を実施します。

【日時・場所】 10月2日（木） 奈良弁護士会館（奈良市中筋町22番地の1）

午前9時30分～12時・午後1時～3時30分

10月6日（月） 経済会館（大和高田市大中106-2）

午前9時30分～12時・午後1時～3時30分

※相談時間は両日とも1人30分

【予約方法】 電話予約のみになります TEL 0742-22-2035（奈良県弁護士会）

【受付期間】 9月1日（月）から9月26日（金）まで

平日 午前9時30分～午後5時

令和7年度 東吉野村職員採用試験案内

令和7年度東吉野村職員採用試験を次のとおり行います。

○一般事務職（令和8年4月採用・令和7年度中途民間企業等経験者採用）

- 1 採用予定人員 ・一般事務職 若干名
- 2 職務内容 ・本庁に勤務し、一般行政事務に従事する。
- 3 受験資格
令和8年4月採用
・平成3年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、令和8年4月1日現在において、高等学校卒業と同等以上の学力を有する者
令和7年度中途採用
・平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、令和7年9月1日現在において、高等学校卒業と同等以上の学力を有する者
- 4 受験申込書類 ・東吉野村職員採用試験受験申込書
・履歴書 1通（縦4cm、横3cmの写真1枚貼付）
・最終学校の卒業証明書、成績証明書
- 5 受付期間
・受付期間 令和7年9月1日（月）～9月24日（水）
（祝日・土・日曜日は閉庁により受付しません）
・締切日 令和7年9月24日（水）午後5時まで
（郵送の場合は、書留にして締め切り日までに必着のこと）
- 6 試験実施の日時、場所及び試験内容
第1次試験
方 式 テストセンター方式
日 時 令和7年10月15日（水）～11月3日（月）のうち受験者が選択する日時
試験内容 《一般事務職》 職務基礎力試験（職務能力試験、職務適応性検査）
第2次試験 令和7年11月中旬予定（第1次試験合格者に別途通知します。）
試験内容 《一般事務職》 面接試験、作文試験
合格発表 令和7年11月末予定

○保健師

- 1 採用予定人員 ・保健師 若干名
- 2 職務内容 ・本庁に勤務し、保健事業、一般行政事務に従事する。
- 3 受験資格
・昭和51年4月2日以降に生まれた者で、保健師免許を有する者、または令和7年に実施される国家試験により当該免許を取得する見込みの者。
※地方公務員法第16条の欠格事項に該当する人は受験できません。
- 4 受験申込書類
・東吉野村職員採用試験受験申込書 ・履歴書 1通（縦4cm、横3cmの写真1枚貼付）・最終学校の卒業証明書または、卒業見込証明書・最終学校の成績証明書
・保健師免許の写し（取得見込みの場合は、その旨を証明する書類）
- 5 受付期間 令和7年9月1日（月）から採用人数に達するまで随時
（祝日・土・日曜日は閉庁により受付しません）

○共通

提出先 〒633-2492 東吉野村大字小川99番地 東吉野村役場総務企画課

申込書の請求 受験申込書は総務企画課で交付します。村ホームページからダウンロードすることも可能です。

お問い合わせ先 その他詳しいことは、総務企画課（42-0441）まで、お問い合わせください。

さくら苑だより

○新型コロナウイルス感染症について

7月初旬当苑で新型コロナウイルスの感染者が見つかり、徐々に感染者が増え、同月末ようやく収束に向かいました。

しかしながら感染者は10名をこえる結果となり、利用者のみなさまには多大なご不便をおかけしてしまいました。

新型コロナウイルス感染症が初めて日本で発見されてから約5年、今では薬も処方され重症化リスクも少ないといわれておりますが、未だに感染力は強く、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方は重症化する可能性がありますので、油断せず体調管理にはくれぐれもご注意ください。

現在、さくら苑では面会制限を行っております。
面会をご希望の方は、事前にさくら苑までお問い合わせください。

お問い合わせ先 0746-32-8950

自衛官候補生（中途採用も含む）

- 1 応募資格 18歳以上33歳未満 ※採用予定月の末日現在
- 2 受付締切 9月9日（火）まで
- 3 試験
 - ・筆記試験、適性検査 9月16日から19日のいずれか1日（WEB試験）
 - ・口述試験、身体検査 9月24日（水）及び、9月25日（木）
 ※試験日程については、変更になる場合がございます。

お問い合わせ先 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所
TEL 0747-22-3789



固定資産税第3期分・国民健康保険税第3期分 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）第3期分 介護保険料（普通徴収分）第3期分の

口座振替日は 9月25日（木）

納期限は 9月30日（火）です。

納付には、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。納期限までに納めましょう。

（お問い合わせ先） ○固定資産税・国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料について

○介護保険料について

税務保険課

住民福祉課

TEL（42-0441）

てんいち先生

定例人権相談所を
開設します。

日時 9月19日(金)
10時～12時

場所 大字小川 村中央公民館

差別に関することやプライバシーの侵害など、人権問題に関することを人権擁護委員が、また、行政機関が所轄する業務についての苦情や要望について、行政相談委員がそれぞれ相談に応じます。



駐在所だより

桜井警察署 ☎0744-46-0110
宇陀警察庁舎 ☎0745-82-0110
小川駐在所 ☎42-0052 高見駐在所 ☎44-0313

秋の交通安全県民運動が実施されます。

広く県民に交通安全ルールへの遵守と正しい交通マナーを実践してもらい、交通事故を防止していただくことを目的として、交通安全県民運動が実施されます。



運動期間

9月21日(日)～9月30日(火)までの10日間

運動重点事項

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付き自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

特殊詐欺にあわないための注意ポイント

1 キーワード

- ・電話が使えなくなる ・電話が犯罪に使われている
- ・還付金がある ・クレジットカードが不正利用されている
- ・未払い金がある ・携帯電話が不正契約されている
- ・口座が犯罪に利用されている ・口座が不正利用されている
- ・あなた名義の通帳がある ・ウイルスが感染している
- ・電話が暴力団(犯罪)に利用されている

2 相手先キーワード

- ・警察官・検察官・総務省・厚生労働省・NTT・病院・市役所、役場職員
- ・銀行協会 ・クレジット会社・弁護士・音声ガイダンス

これらのポイントに注意をして詐欺の被害にあわないようにしましょう。

村内の事件事故(7月中)

- 刑法犯等 ～ 1件
- 交通事故 ～ 人身事故 0件
物損事故 3件



戸籍の窓

令和7年7月16日から令和7年8月15日までに
役場窓口届けられ、ご了承をいただいた方
のみです。(敬称略)

お誕生おめでとう

氏名	住所
福井 樹	木津

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	住所
福辻 キミエ	93歳	日裏
井村 あや	94歳	谷尻
裏隠 勲	92歳	平野
木津 源八	81歳	鷺家
中井 富司次	94歳	小川

人の動き

令和7年7月末日現在

- 人 □ 1,457人(－ 2)
 - 男 687人(－ 2)
 - 女 770人(± 0)
 - 世帯数 855戸(± 0)
- ()内は先月末現在との比較



今回の表紙は7月27日に役場下の高見川で行われたFAM2025の様子です。村内外からたくさんの方がご来場くださり、東吉野村での特別な楽しい夏を体験してもらえ、イベントになりました。このイベントを通じて東吉野村の良さを知ってもらえる機会に、そして、東吉野村に遊びに帰ってくる機会になれば嬉しいです。

さて、あれだけ暑かった夏も8月終盤になると夜はとても過ごしやすくなってきました。今年は暑さが原因なのか、蚊が少なく感じます。私は刺されやすいのでとても嬉しいのですが、秋にかけては増えてくると思いますので虫除け対策だけはしっかりと続けていきたいと思っています。

とはいえ、まだまだ日中は暑さが続くと思われるので皆さん熱中症には気をつけて、残りの夏を満喫しましょう！

(たかやん)